

第7章

環境問題への取り組み

7 環境問題への取り組み

第7条

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

背景

(1) 環境問題の多様化、地球環境問題への認識の高まり

日本は、高度成長期における公害防止への取り組みや、二度にわたる石油危機の経験を通じ、極めて高い公害防止・省エネの技術・システム体系を構築し、これらの問題に対応してきた。今日では、都市化の進展による廃棄物問題、水質汚濁、大気汚染、騒音などの問題への対応に加え、気候変動、オゾン層破壊、酸性雨の発生、乱開発などによる森林破壊、砂漠化など、国境を越えた地球規模の環境問題に対する取り組みも必要となっている。これらが、生物多様性に与える影響は大きく、その保全と持続可能な利用も大きな課題である。また、気候変動対策や持続可能な生産と消費、生物多様性や生態系の保全など、環境問題に関連する目標は将来世代に対する責任としてSDGsの柱となっている。

こうした中、企業には、「環境と経済の両立」といった観点から、企業が有する優れた技術やノウハウを活用し、個人、行政、さらにはNPO・NGOなどと連携・協力しながら、主体的かつ積極的に環境問題に取り組むことの重要性が高まっている。

(2) 環境法制・政策の強化の動きと経済界による自主的な取り組み

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）で、「持続可能な開発」という基本理念が打ち出されたことを受け、国際的に環境法制や政策が強化されている。日本においても、「環境基本法」や「環境基本計画」など、各種基本法や基本計画に基づき、法令が整備され、政策が推進されている。企業においても、こうした流れを十分に踏まえ、環境対策の一層の強化・充実が求められる。

① 地球温暖化問題

2016年11月、地球温暖化対策に関する新たな国際枠組み「パリ協定」が発効し、同協定の下、先進国・発展途上国を含むすべての国が対策に取り組むこととなった。日本においては、2030年度の温室効果ガス排出量



パリ協定採択の瞬間（経団連事務局撮影）

を「2013年度比26%減」とする中期目標を掲げ、2016年5月、「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。同計画では、産業界の自主的な取り組みである「低炭素社会実行計画」が産業界の対策の柱と位置づけられ、その着実な推進が求められている。

さらに、地球規模での温室効果ガスの長期大幅削減や気候変動への適応（気候変動の被害を防止・軽減、あるいはその便益の機会を活用すること）に向けた政策も加速しており、企業による貢献が期待されている。

② 循環型社会の形成

1990年代に日本で大きな社会問題となっていた、不法投棄や最終処分場の逼迫といった課題は大幅に改善した一方で、「循環型社会の形成」が環境政策の大きな柱の一つになっている。2000年の「循環型社会形成推進基本法」の制定により、物質循環を確保し天然資源の消費を抑制するという基本方針が打ち出され、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）の推進が謳われた。また、「容器包装リサイクル法」の成立を皮切りに、家電・自動車などの個別リサイクル法が制定されるとともに、「資源有効利用促進法」の施行により、副産物の排出抑制・利用促進などについて企業に一定の義務付けが行われている。産業界としても自主行動計画を策定し、最終処分量の削減や3Rの推進に取り組んでいる。

③ 環境リスク問題

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、アスベスト関連法制など、科学的知見が乏しかった時代に製造・使用された有害物質によって引き起こされた汚染や健康被害に対応する法整備が進んでいる。

新たに製造・輸入される化学物質については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による規制措置が講じられ、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)により、事業者による自主管理を促している。特にリスクが高い物質については、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」により排出が規制されている。土壤中の物質による健康リスクに対しては、「土壤汚染対策法」が施行されている。

1
社会経済的課題との解決
持続可能な開発

2
公正な慣行
事業慣行

3
公的開示の情報化
ステークホルダーワーク

4
人権の尊重
消費者との信頼関係

5
職場環境の改革、働き方の充実
消費者との信頼関係

7
取組み問題への取り組み
環境問題への取り組み

8
社会参画への貢献
発展への貢献

10
本役割と経営トップの徹底
憲章の徹底

7 環境問題への取り組み

④ 生物多様性の保全

2008年6月、生物多様性の保全を目的とする日本初の法律として「生物多様性基本法」が施行され、2010年10月には、名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)において、生物多様性に関する2020年までの世界目標として「愛知目標」が採択された。

こうした動きを受けて、生物多様性の主流化などに向けて2012年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定された。また、マルチステークホルダーからなる「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)が発足した。

企業としても、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向け、「経団連生物多様性宣言」ならびに「行動指針とその手引き」を参考としつつ、自主的に取り組むことが求められている。



経団連自然保護協議会・経団連自然保護基金
「25周年記念特別基金助成事業」(2017~2019年度の3ヵ年
で1億5000万円をNGOに支援)の発表(2017年5月)



(左上から時計回り)

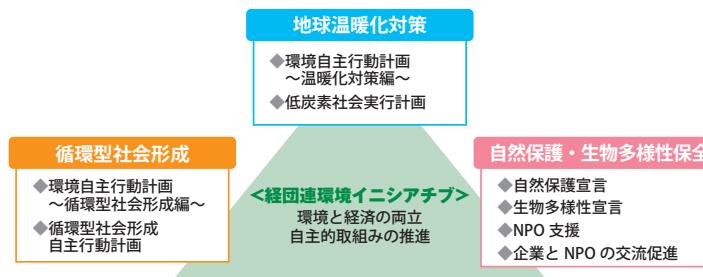


- ・支援プロジェクト実施サイト視察時の植樹活動（インドネシア）
- ・震災メモリアルパーク中の浜での植樹地管理（下草刈り）の様子（岩手県宮古市）
- ・岩手県宮古市の小学校での環境学習への協力
- ・海の鳥獣生態調査等に使用するデコイ（鳥の模型）の清掃ボランティア活動（北海道厚岸郡浜中町）

コラム

経団連の環境問題への自主的な取り組み

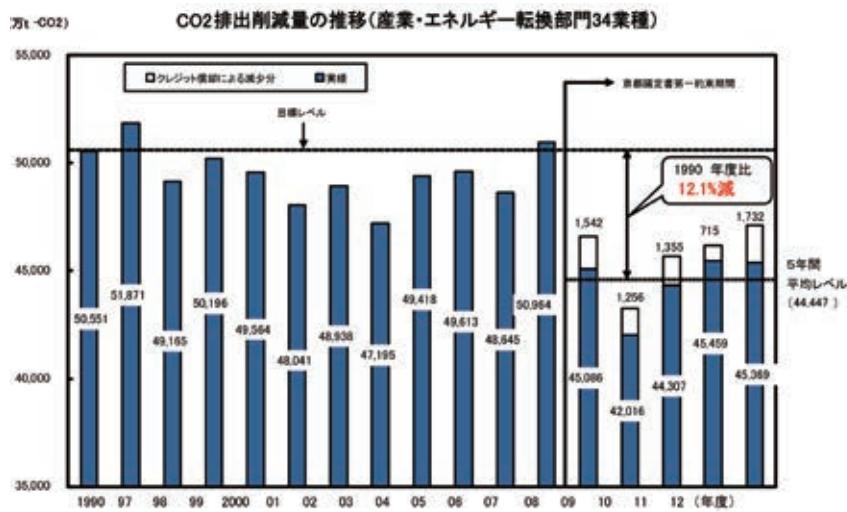
経団連では、1991年に策定した「経団連地球環境憲章」の精神に則り、「地球温暖化対策」、「循環型社会の形成」、「自然保護・生物多様性の保全」の3つの分野を中心に、環境保全に向けた自主的な取り組みを推進している。



図表7-1：「経団連地球環境憲章」を踏まえた自主的な取り組みの推進
(経団連事務局作成)

(1) 地球温暖化対策

1997年12月の京都議定書の採択に先立つ同年6月に「経団連環境自主行動計画」を策定し、京都議定書第一約束期間（2008年度～2012年度）に、産業・エネルギー転換部門からのCO₂排出量を1990年度比で12.1%削減し、同議定書での日本の削減義務達成に大きく貢献した。2013年には、「経団連低炭素社会実行計画」に発展させ、①国内製造段階での温室効果ガスの削減、②商品・サービスのライフサイクルを通じた削減、③省エネ・低炭素型の技術・商品・サービスの海外への展開・普及、④革新的技術の開発を通じて、低炭素社会の実現に取り組んでいる。同実行計画は、日本の約束草案や地球温暖化対策計画において、産業界における対策の柱に位置づけられ、2013年度～2015年度で約4.7%削減するなど、着実に実績をあげている。



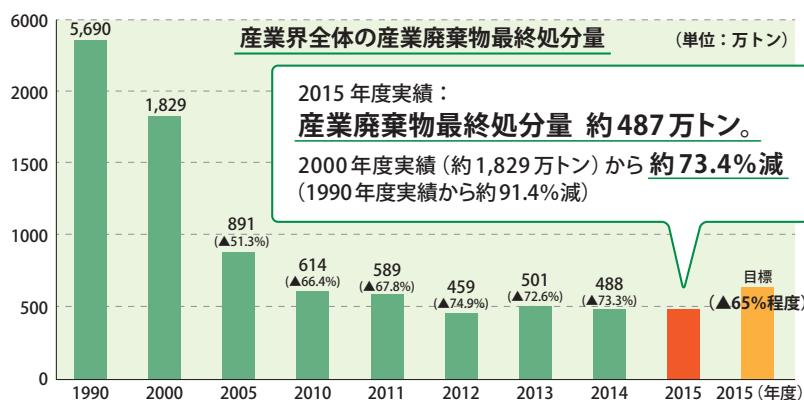
図表7-2：環境自主行動計画の成果（2008～2012年度）
(経団連事務局作成)

1 持続可能な社会的課題の解決
2 公正な事業慣行
3 公正な情報開示
4 人権の尊重
5 消費者との信頼関係
6 働き方の改革、職場環境の充実
7 取組み問題への取組
8 社会参画と発展への貢献
9 危機管理の徹底
10 本役割と経営トップの徹底

7 環境問題への取り組み

(2) 循環型社会の形成

1997年から自主行動計画を策定し（1997年～「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」、2007年～〔循環型社会形成編〕、2016年～「循環型社会形成自主行動計画」）、循環型社会の形成に向けて自主的かつ積極的に取り組んでいる。具体的には、1999年以降、産業界全体の目標として産業廃棄物最終処分量の削減を掲げるとともに、2007年以降は業種ごとの特性や事情に応じた業種別独自目標を掲げて取り組んでいる。その結果、産業廃棄物最終処分量については、2015年度実績で1990年度実績から9割を超える削減を実現している。



図表 7-3：産業界全体の産業廃棄物最終処分量の削減実績
(経団連事務局作成)

(3) 自然保護・生物多様性保全

1992年に経団連自然保護協議会および自然保護基金を設立し、以後、四半世紀にわたって、国内外のNGOなどが取り組む自然保護プロジェクトへの支援やNGO等との交流、企業への啓発・情報提供などに取り組んできた。2009年3月には、生物多様性に対する企業の取り組み方の基準をわが国で初めて示す「経団連生物多様性宣言」および「行動指針とその手引き」を公表し、その普及に努めている。

同宣言は、2012年に開催された生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）の決議文に、経済界の取り組みの好事例として記載された。



経団連自然保護協議会
2016年度海外視察ミッション（ミャンマー）
(経団連自然保護協議会事務局撮影)

7-1

低炭素社会の構築に取り組む。

1 持続可能な社会経済成長との課題の解決
2 公正な事業慣行

3 公正なステークホルダーカード開示、建設的対話
4 人権の尊重

5 消費者・顧客との信頼関係

6 働き方の改革、職場環境の充実

7 取組み問題への取り組み
8 社会参画と発展への貢献

9 危機管理の徹底

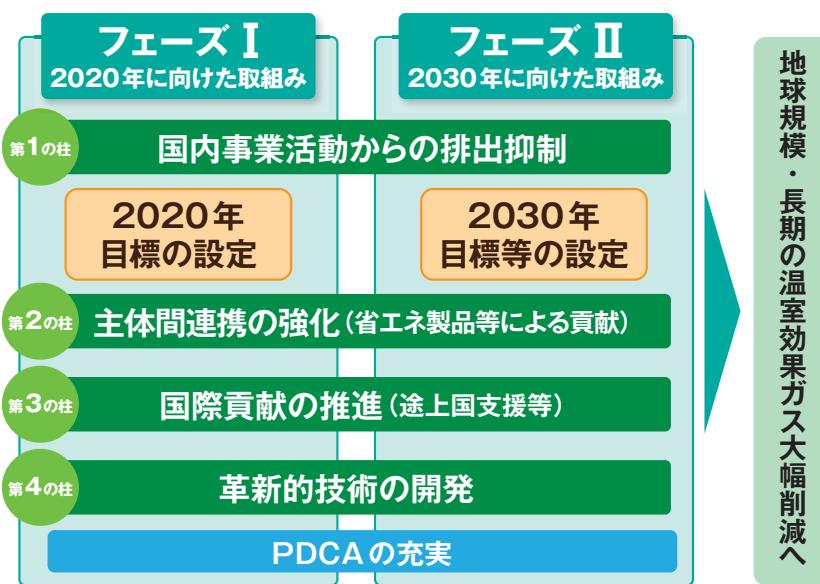
10 経営トップの役割と本憲章の徹底

基本的心構え・姿勢

気候変動への対応は地球規模の課題であり、すべての国のあるべきが長期的視野に立って、最大限の取り組みを進めなければならない。そのため企業は、国内での製造段階での温室効果ガスの削減はもとより、商品の使用段階も含めたライフサイクルを通じた削減、省エネ・低炭素型の技術・商品・サービスの海外への展開・普及、革新技術の開発、さらには適応支援を図ることにより、長期かつ地球規模での低炭素社会の実現に取り組み、課題解決に積極的に貢献していく。

具体的アクション・プランの例

- 1 低炭素社会の構築に向けて、「経団連低炭素社会実行計画」の策定・推進を通じ、自主的・積極的に取り組む。



図表 7-4：経団連低炭素社会実行計画の枠組み
(経団連事務局作成)

7 環境問題への取り組み

2 国内の事業活動における温室効果ガスの排出削減に取り組む。

- ① 利用可能な最良の技術（Best Available Technologies）の最大限の導入や、運用の最適化・自動制御などを図り、製造工程などにおける世界最高レベルのエネルギー効率を目指す。
- ② 低炭素エネルギーへの転換や、排エネルギーの回収・利用など、エネルギーの低炭素化を推進する。
- ③ オフィスにおける省エネのための数値目標の設定、省エネ性能の高い空調・照明機器の利用、クールビズ・ウォームビズなどを推進する。
- ④ 輸送の効率化、低公害車の導入などの「グリーン物流」をはじめ、環境負荷の小さい物流システムの構築に努める。

3 主体間連携を通じて、社会全体の排出削減に貢献する。

- ① 省エネルギーに資する商品・サービスの提供・普及を通じ、ライフサイクルを通じた排出削減に貢献する。
- ② 排出削減に資する商品・部品などを優先して購入する「グリーン購入」、温暖化対策に配慮した企業に優先的に投融資を行う「グリーン投融資」を推進し、取引先への働きかけを行う。
- ③ 従業員・社会一般に対し、家庭における省エネの推進、CO₂排出量に関する表示の充実、環境家計簿の奨励や公開講座の実施などの啓発活動を行う。
- ④ 植林活動や間伐材利用など森林吸収源の育成・保全につながる活動を行う。

4 地球規模の温室効果ガス排出削減に貢献する。

- ① 排出削減に資する商品・サービスや低炭素エネルギー、省エネ・環境技術を海外へ導入・普及する。
- ② 国際規格の策定や日本の多様な温暖化対策事例の紹介など国際会議での活動に取り組む。

5 革新技術の開発や実用化に取り組む。

- ① 政府や研究機関と連携し、中長期的に低炭素社会の構築に資する革新的技術の開発や実用化に取り組む。

6 フロン類の漏洩防止や回収・破壊の徹底や温室効果が低い冷媒の開発など、CO₂以外の温室効果ガスの排出抑制に取り組む。

7 気候変動への適応に向け、多様なノウハウや技術を活用し、貢献する。

8 環境報告書、CSR報告書の発行などを通じて、企業の環境問題への取り組みや、事業活動と気候変動との関係に係る情報について、ステークホルダーとのコミュニケーションを図る。

参考

- 「低炭素社会実行計画」毎年度のフォローアップ結果一覧 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/vape.html>)
- 「2030 年に向けた経団連低炭素社会実行計画（フェーズⅡ）」2015 年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/031.html>)
- 「経団連低炭素社会実行計画」2013 年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/003.html>)
- 「経団連環境自主行動計画」1997 年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol133/index.html>)
- 「経団連環境アピール」1996 年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol094.html>)
- 「経団連地球環境憲章」1991 年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/pro002/p02001.html>)
- 「日本の約束草案」2015 年 地球温暖化対策本部決定
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/mat01_indc.pdf)
- 「地球温暖化対策計画」2016 年 閣議決定
(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/onntaikeikaku-zentaiban.pdf>)
- 「気候変動の影響への適応計画」2015 年 閣議決定
(<http://www.env.go.jp/press/files/jp/28593.pdf>)

1
社会経済成長可能な課題の解決

2
公正な事業慣行

3
公正なステークホルダーリレーションシップの構築

4
人権の尊重

5
消費者・顧客との信頼関係

6
職場環境の改革、充実

7
取扱い組み問題への対応

8
社会参画と発展への貢献

9
徹底した危機管理の実現

10
本役割とトップの徹底

7 環境問題への取り組み

7-2

循環型社会の形成に取り組む。

【 基本的心構え・姿勢】

中長期的には資源・エネルギーの需給逼迫が予想されることから、廃棄物処分場の逼迫といった従来型の観点に加えて、省資源・省エネルギーや資源の循環的利用に一層注力し、資源生産性を向上することが求められる。また、SDGsにおいて「持続可能な生産消費形態の確保」が目標の1つに掲げられ、天然資源の効率的な利用や廃棄物の大幅削減などの期待が高まっている。

各種法令の遵守や排出者責任に基づいた廃棄物の適正処理はもちろんのこと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けて、環境技術開発や環境配慮設計、産業間連携の推進など、各業種の特性・実情などに即し、自主的かつ積極的に循環型社会の形成に取り組む。

【 具体的アクション・プランの事例】

- 1 排出事業者責任を全うすべく、優良な処理業者の選定・委託を含め、廃棄物ガバナンスの徹底を図り、産業廃棄物を適正に処理する。
- 2 「経団連循環型社会形成自主行動計画」の策定・実行などを通じて、自らが排出する廃棄物の最終処分量削減に取り組む。また、資源循環の質の向上を視野に、3Rの推進に取り組む。

循環型社会形成自主行動計画

1. 産業界全体の目標 「：産業廃棄物最終処分量の削減（第四次目標）

低炭素社会の実現に配慮しつつ、適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、産業界全体の目標として、「2020年度に2000年度実績比70%程度削減」を目指す。

2. 個別業種ごとの目標：資源循環の質の向上を視野に入れた3R目標

3Rの推進に向けて、産業廃棄物最終処分量の削減に加え、業界ごとの特性や事情などに応じた、独自の数値目標を設定（資源循環の質の向上に向けた数値目標等）

図表7-5：経団連循環型社会形成自主行動計画で掲げる目標（2017～2020年度）
(経団連事務局作成)

- 3** 商品の設計から廃棄までのすべての段階で効率を最大化するように努める。とりわけ、リデュースを推進する観点から環境配慮設計に取り組む。
- 4** 旧来の“ゴミ”の概念を改め、個別産業の枠を超えて利用可能な廃棄物を有用な資源として位置づけ、その活用に努める。
- 5** 資源の投入においては、ゼロエミッションを考慮した活動に加え、再生材や自然循環可能材を積極的に活用する。
- 6** できる限りリサイクル用品などの環境物品の選択・購入を促進する。
- 7** オフィスにおける廃棄物の分別排出を推進する。
- 8** 行政や消費者と協力しながら、使用済み商品の回収・リサイクルシステムを通じた適正な資源循環の実現に取り組む。
- 9** 簡易包装や環境に配慮した商品が選択されるよう、消費者や地方自治体に対し、わかりやすい識別表示や商品情報の提供をするとともに、排出抑制・分別排出の徹底に理解を求める活動を実施する。
- 10** わが国が有する技術・システムを活用し、アジアなどの途上国における廃棄物の適正処理や3Rを推進し、国際的な資源循環に貢献する。

参考

- 「循環型社会形成自主行動計画」毎年度公表 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/020.html>)
- 「経団連地球環境憲章」1991年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/pro002/p02001.html>)
- 「循環型社会形成推進基本計画およびその点検結果」環境省
(<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>)

7 環境問題への取り組み

7-3

環境リスク対策に取り組む。

基本的心構え・姿勢

日本では、高度経済成長期に経験した公害問題を貴重な教訓として、水質や大気などの改善に積極的な努力を重ね、今日、公害防止や安全衛生の面で世界最先端の技術・制度体系を構築するに至っている。

事業活動を行うにあたり、地域住民および従業員の健康と安全の確保は、大前提であり、引き続き、最大限の環境リスク対策に取り組む。また、環境への影響を評価し、その結果とともに環境リスクの低減を図る。

加えて、公害問題を克服した経験や優れた環境技術などを活かし、発展途上国などにおける大気汚染や水問題などの課題解決に貢献する。

具体的アクション・プランの例

- 1 法律や規則に則り、有害物質を適正に管理すると同時に、漏洩防止措置をとる。商品に含まれる物質についても適正な管理に努める。
- 2 公害防止統括者などの責務と役割の明確化、公害教育、コンプライアンス教育の充実、多重的なチェック・監視体制の整備など実効ある環境管理体制を整備し、適切に運用する。
- 3 緊急時の対策を事前に検討するとともに、地域住民とのリスクコミュニケーションを推進する。
- 4 環境リスク低減のための技術やノウハウの精力的な開発・普及に努める。
- 5 経済発展著しい新興国をはじめとする多国間での枠組みの活用などを通じ、優れた環境技術やシステムの海外展開を推進し、諸外国における環境問題や水問題の改善に貢献する。
- 6 環境報告書、CSR報告書の発行などを通じ、事業活動に係る環境情報や企業の取り組みに関する情報を提供する。

参考

- 「経団連地球環境憲章」1991年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/pro002/p02001.html>)
- 「水・土壤環境行政のあらまし」環境省
(http://www.env.go.jp/water/water_pamph/index.html)

7-4

生物多様性の保全のための取り組みを推進する。

基本的心構え・姿勢

生物多様性からの恵みが、社会全体の存続基盤として必要不可欠であるとの認識の下、「愛知目標」や「SDGs」の達成に貢献すべく、NGOなどとも協働し、企業の持つ技術や人材などの経営資源を活用して生物多様性保全・自然保護に関する取り組みを自主的に行う。

また、生物多様性の保全が、生態系を活用した防災・減災など、社会の脆弱性の緩和と回復や復元力（レジリエンス）にもたらす効用にも着目し、生物多様性の保全を、事業継続の基盤と位置づける。

具体的アクション・プランの例

1 経団連、経団連自然保護協議会、公益信託経団連自然保護基金を通じた生物多様性保全・自然保護活動への取り組みに参画するとともに、「経団連生物多様性宣言」および行動指針とその手引きを参考に事業活動を行う。

〔経団連の主な活動〕

- ① 経団連自然保護基金（113ページ参照）を通じ、国内外で生物多様性保全に資する活動を行うNPO・NGOなどへの資金的支援
- ② NPO・NGOなどとの交流連携
- ③ 「経団連生物多様性宣言」および行動指針とその手引きの普及・実践活動など
- ④ ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) など環境教育の推進
- ⑤ 東日本大震災復興支援、その他全国各地における自然再生を通じた地域創生の推進
- ⑥ 「生物多様性民間参画パートナーシップ」(2010年発足) の推進
- ⑦ 「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)への協力。UNDB-J選定「生物多様性の本箱」の寄贈など



震災メモリアルパーク中の浜での植樹式（岩手県宮古市・2014年5月）
(経団連自然保護協議会事務局撮影)

1
持続可能な
社会経済的
課題の
解決

2
公正な
事業慣行

3
公正な
建設的情報開示
とステークホルダーの
対話

4
人権の尊重

5
消費者・顧客
との信頼関係

6
職場環境の改革、
働き方の実現

7
取組み問題への
取り組みへの
発展への貢献

8
社会参画と
発展への貢献

9
徹底的危機管理の

10
経営トップと
役割の徹底化
本憲章の

7 環境問題への取り組み

- 2 企業内での環境教育研修などの積極的実施により、経営者や従業員の生物多様性保全・自然保護への認識を深め、事業活動を通じた取り組みを進める。
- 3 生物多様性の主流化を目指し、従業員のみならず、従業員の家族や消費者、取引企業などに対し、企業の経験を踏まえた環境教育や情報提供などを行い、生物多様性に関する意識の向上と行動の促進を目指す。
- 4 生物多様性保全・自然保護活動の推進に向けて、NGOなどが有する専門性や知見を融合させ、連携・協働して取り組みを行う（NGOなどとのパートナーシップの構築）。
- 5 生物多様性への影響に係る調査・予測・評価などの科学的根拠を踏まえて、事業活動における生態系への負荷の低減、自然資源の持続可能な利用に取り組む。
- 6 技術の活用・開発をはじめ、学際連携による多様な専門分野の知見の融合を図り、生物多様性保全・自然保護に貢献する（公害防止や資源・エネルギーの効率的利用を含む）。

参考

- 「生物多様性に関するアンケート -自然の恵みと事業活動の関係調査 - < 2016年度調査結果>」
2017年 経団連／経団連自然保護協議会／生物多様性民間参画パートナーシップ
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/015.html>)
- 「企業による ESD 宣言」2014年 特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議
(<http://www.esd-j.org/>)
- 「生物多様性の保全と持続可能な利用をめざして～生物多様性条約第10回締約国会議の成功にむけた提言～」
2010年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/053.html>)
- 「生物多様性民間参画イニシアティブの設立について」2010年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/news/announce/20100525.html>)
- 「経団連生物多様性宣言」2009年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026.html>)
- 「日本経団連自然保護宣言」2003年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/020.html>)
- 「経団連地球環境憲章」1991年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/pro002/p02001.html>)
- 「愛知目標（20の個別目標）」
(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html)
- 「UNDB-J（国連生物多様性の10年日本委員会）」
(<https://undb.jp/about/>)

「経団連自然保護協議会」・「公益信託経団連自然保護基金」



○ 「経団連自然保護協議会」の概要

経団連自然保護協議会は、ブラジルのリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議（地球サミット）が開催された1992年に、自然保護分野で「地球環境憲章」の考えを実現する組織として設立された。メンバーは経団連加盟企業の中から、自然保護や生物多様性の保全に積極的に取り組む企業（約100社）により構成され、近年、4つの主要テーマを掲げ、活動している。

[ホームページ：<https://www.keidanren.net>]

<経団連自然保護協議会の主要活動>

1. 経団連自然保護基金を通じた プロジェクト支援

2. 企業と NGO の交流促進

主要活動

3. 企業への啓発・情報提供活動

4. 自然再生を通じた地域創生

○ 「経団連自然保護基金」を通じた支援

経団連加盟企業やその他企業、個人を対象として、毎年度、公益信託経団連自然保護基金への募金を呼びかけている。この基金を通じて、国内外のNGOが実施する自然保護や生物多様性保全に関するプロジェクトに対し、毎年度、支援を行っている。

助成事業の運営にあたっては、公益信託基金制度のもと、支援プロジェクトをホームページ等で毎年募集し、専門家で組織された運営委員会において厳正な審査により支援先を選定している。

経団連自然保護基金の支援実績（1993～2017年度）としては、支援プロジェクトの累計件数では1300件超、支援総額では約40億円にのぼる。

<経団連自然保護基金の支援実績（1993～2017年度）>

(地域別)

(分野別)

